

令和5年2月6日
財務部経理課

議会の委任による専決処分の報告
(仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事)

- 1 契約件名 仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事
- 2 相手方 東京都世田谷区池尻二丁目13番3号
神興・中秀建設共同企業体
代表者 東京都世田谷区池尻二丁目13番3号
神興建設株式会社
代表者 山家茂夫
構成員 東京都世田谷区池尻三丁目28番9号
株式会社中秀工業
代表者 中村大路
- 3 契約金額 既定金額 919,490,000円
変更金額 973,113,020円
- 4 工期 令和5年4月28日
- 5 変更理由 ①工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。
②工事着手後、地中障害物が発見され、一部の撤去工事が必要となるとともに、くいの設置位置の変更に伴う工期延伸により共通仮設費や現場管理費等が増加したため。
- 6 専決処分日 令和4年12月22日